

平成27年4月30日

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の 「新分野需要開拓等を見据えた新たな取組」の事業概要

平成27年4月13日公表の「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の募集期間」のうち、平成27年度から新たに対象となる新分野需要開拓等を見据えた新たな取組についての事業概要を以下のとおり公表します。

1. 支援の背景・内容について

震災から約4年以上が経過しても未だ事業を再開することができていない中小企業・小規模事業者においては、長期間の事業停止による販路喪失や従業員不足等の事業環境の変化の影響が一層大きくなっており、事業再開・売上回復が一段と困難な状況となっています。

こうした中小企業・小規模事業者による事業再開・売上回復を促すため、グループ補助金の運用改善を行うことと致しました。具体的には、従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な場合には、これに代えて、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（以下、「新分野事業」という。）の実施も支援します。新分野事業とは、「新商品製造ラインへの転換」、「新商品・新サービス開発」、「新市場開拓調査」、「生産性向上」、「従業員確保のための宿舍整備」等をいいます。

2. 補助対象者、申請条件

補助対象者は、従来のグループ補助金の要件と同様被災した施設、設備について未復旧（未契約）部分がある事業者のうち、従前の施設等への復旧では事業再開や震災前の売上げまで回復することが困難であるが新分野事業によりさらなる売上回復を目指していること（※）について、復興事業計画書を作成し県の認定を受けた事業者です。（※認定経営革新等支援機関の確認書が必要）

なお、既に交付決定を受けている事業者であっても、交付決定の範囲内で未復旧（未契約）部分がある場合には対象となることは可能ですが、既に復旧が完了している場合、既に復旧に着手（契約済）している場合など、未復旧（未契約）部分がない場合には本事業の対象となりません。

3. 補助対象経費など

従前の施設・設備への復旧に要する経費に代えて、新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費及びこれに付随して行うソフト事業（新商品・新サービス開発のための

事業及び市場開拓調査事業)に係る経費も補助対象とします。(ソフト事業のみの申請は不可)

補助金の上限額は、従前の施設・設備への復旧(未契約部分に限ります)を行う場合に要する金額に補助率を乗じた金額になります。補助率については、従前のとおりです。

4. その他

事業の詳細は、申請要領及び各県 HP をご参照下さい。

また、説明会等の開催予定については、各県の HP を順次ご参照下さい。

- 申請要領

http://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/topics/pdf/150430_2.pdf

- 確認書

http://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/topics/docx/1stjd/150430.docx

5. 申請及びお問い合わせ先

岩手県商工労働観光部 経営支援課 019-629-5546

宮城県経済商工観光部 企業復興支援室 022-211-2765

福島県商工労働部 企業立地課 024-521-8653

(本発表資料のお問い合わせ先)

○東北経済産業局 東日本大震災復興推進室長 小林 学
担当者：酒井原、阿部、千葉
電話：022-221-4813 (直通)